平成 24 年 12 月 21 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 ケ ア　２１
代表者名　代表取締役社長　依田　平
（ＪＡＳＤＡＱ・コード：２３７３）
問合せ先　取締役経理部長 兼経営企画室長　大西　靖廣
電　　話　０６－６４５６－５６３３

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 12 月 21 日開催の取締役会において、平成 25 年 1 月 29 日開催予定の第 19 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．定款の一部変更の主旨及び目的

（１）平成 24 年度介護保険制度改正等に伴い、当社事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条に規定する事業目的の変更及び整備並びに追加と、これに伴う号数の変更等を行うものであります。

（２）また、本日開示しております「株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、平成 25 年５月１日を効力発生日として、１株を 100 株に分割するとととともに、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用する旨、並びに会社法の規定に基づき、現行定款第６条（発行可能株式総数）の変更及び第８条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。なお、本件株式の分割の実施及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。この変更に伴い、変更案第９条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

（３）その他、条文の新設に伴い必要となる条数繰下げ等を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．定款変更の効力発生日(予定)　　平成 25 年 1 月 29 日

なお、「１．定款の一部変更の主旨及び目的」のうち、（２）に係る変更については、平成 25 年５月１日を効力発生日とします。

以上

別　紙

（下線は変更部分であります。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（商　号）	（商　号）
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（目　的）	（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）介護保険法に基づく居宅サービス事業	（１）　（現行どおり）
①～③　（条文省略）	①～③　（現行どおり）
④訪問リハビリテーション	（削除）
⑤～⑥　（条文省略）	④～⑤　（現行どおり）
⑦通所リハビリテーション	（削除）
⑧　（条文省略）	⑥　（現行どおり）
⑨短期入所療養介護	（削除）
⑩～⑫　（条文省略）	⑦～⑨　（現行どおり）
（２）介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	（２）　（現行どおり）
（新設）	①定期巡回、随時対応型訪問介護看護
①～⑤　（条文省略）	②～⑥　（現行どおり）
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	（削除）
（新設）	⑦複合型サービス
（３）　（条文省略）	（３）　（現行どおり）
（４）介護保険法に基づく施設サービス事業	（削除）
①介護老人福祉施設サービス	（削除）
②介護老人保健施設	（削除）
③指定介護療養型医療施設	（削除）
（５）介護保険法に基づく介護予防サービス事業	（４）　（現行どおり）
①～③　（条文省略）	①～③　（現行どおり）
④介護予防訪問リハビリテーション	（削除）
⑤～⑥　（条文省略）	④～⑤　（現行どおり）
⑦介護予防通所リハビリテーション	（削除）
⑧　（条文省略）	⑥　（現行どおり）
⑨介護予防短期入所療養介護	（削除）
⑩～⑫　（条文省略）	⑦～⑨　（現行どおり）
（６）～（９）　（条文省略）	（５）～（８）　（現行どおり）
（10）身体障害者福祉法に基づく居宅介護等事業、短期入所事業及びデイサービス事業	（削除）
（11）知的障害者福祉法に基づく居宅介護等事業、短期入所事業、デイサービス事業及び地域生活援助事業	（削除）
（12）児童福祉法に基づく居宅介護等事業、短期入所事業及びデイサービス事業	（削除）
（13）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく居宅介護等事業、短期入所事業及び地域生活支援事業	（削除）
（14）～（17）　（条文省略）	（９）～（12）　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(18) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業	(13)　　(現行どおり)
(新設)	①居宅介護
(新設)	②重度訪問介護
(新設)	③同行援護
(新設)	④障害者自立支援法に基づくその他障害福祉サービス事業
(新設)	(14) 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業
(新設)	①相談支援事業
(新設)	②移動支援事業
(新設)	③生活サポート事業
(新設)	④重度障害者コミュニケーション支援事業
(新設)	⑤日常生活用具給付事業
(新設)	⑥その他地域生活支援事業
(19) 障害者自立支援法に基づく相談支援事業	(削除)
(20) 障害者自立支援法に基づく移動支援事業	(削除)
(21) 障害者自立支援法に基づく生活サポート事業	(削除)
(22) 障害者自立支援法に基づく重度障害者コミュニケーション支援事業	(削除)
(23) 障害者自立支援法に基づくその他地域生活支援事業	(削除)
(24) ～ (25)　(条文省略)	(15) ～ (16)　(現行どおり)
(新設)	(17) サービス付高齢者向け住宅の経営及び受託運営事業
(新設)	①生活サポート受託運営事業
(新設)	②その他サービス付高齢者向け住宅の設置、運営、管理
(26) ～ (82)　(条文省略)	(18) ～ (74)　(現行どおり)
第２章　株　　式	第２章　株　　式
第６条～第８条　　(記載省略)	第６条～第８条　　(現行どおり)
(新　　設)	(単元未満株式についての権利) 第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第９条～第42条　　(記載省略)	第10条～第43条　　(現行どおり)
附　　則	附　　則
第１条　第６条の変更及び第８条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年５月１日とする。	第１条　第６条の変更、第８条及び第９条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年５月１日とする。

以　上